

国民年金だよ



会社を退職（失業）された方へ

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

勤務先を退職（失業）されたときは、厚生年金から国民年金への変更の届出が必要になりますので、役場窓口で手続きをしてください。勤務先を退職（失業）された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。退職（失業）後、配偶者の扶養になった方は、配偶者の勤務先へ届出が必要です。

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事

態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」がありますので、年金事務所や役場窓口で手続きをしてください。

平成30年度の免除などの受付は平成30年7月1日から開始され、平成30年7月分から平成31年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、申請ができる過去の期間については、申請書を提出した日から2年1か月前までになります。失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方などは、一度、年金事務所や役場窓口でご相談ください。

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が

一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の計算方法】

118万＋（扶養親族等の数×38万円）

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月上旬に再申請書（ハガキ）が届きます。

全国の年金事務所で、予約制による年金相談を実施します

日本年金機構では、全国の年金事務所、予約制による年金相談を実施しています。

ご予約いただくと、待ち時間が短縮され、スタッフが事前に相談内容にあった資料などを準備するため、より深く、分かりやすい説

明ができます。

年金事務所などの窓口で年金請求の手続きや、受給している年金について相談を希望される方は、是非、予約相談をご利用ください。

【予約受付専用ダイヤル】

電話0570 05 4890

【受付時間】

午前8時30分～午後5時15分
予約相談希望日の1か月前から前日までお受けしています。

予約状況によっては、ご希望に沿えない場合がございますので、お早目にご予約ください。

ご連絡の際は、相談者および配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、ご相談内容などについて確認させていただきます。お手元に、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話34 2121 内線413

日本年金機構 旭川年金事務所

電話0166 72 5002